

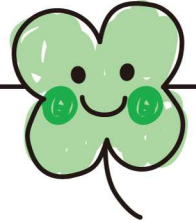
岡谷市福祉医療費給付金制度 障がい者・ひとり親家庭等医療費助成 【自動給付方式】のご案内

自己負担した医療費（保険診療分）のうちの一部を市が負担し給付する制度です。
対象者には、申請により福祉医療費受給者証が交付されます。

【給付方法と内容】

<障がい者医療費助成>

- ◆特別児童扶養手当1・2級の人
- ◆身体障害者手帳1・2・3級および4級以下で常時介護を要する人
- ◆療育手帳A1・A2・B1の人
- ◆精神障害者保健福祉手帳1・2級の人（外来分のみ支給）
- ◆障害年金の受給者のうち
[65歳未満] 国民年金法施行令別表1級9・10・11号または2級15・16・17号（20歳前初診）の人
[65歳以上] 国民年金法施行令別表1・2級程度の人



◎「子ども医療費助成」を受けている人で、「障がい者医療費助成」の要件に該当する場合
18歳の年度末までは「子ども医療費助成」の対象です。

現物給付方式：水色の受給者証の提示により、1つの医療機関等につき1か月上旬限500円の受給者負担金を支払うことで医療を受けることができる制度

上記期間以降は、新たに「障がい者医療費助成」の受給資格取得の手続きが必要です。

自動給付方式：緑色の受給者証の提示により、自己負担額を支払い後、登録口座へ給付金を振込

<ひとり親家庭等医療費助成>

- ◆母子・父子家庭で、18歳未満の子どもを扶養している親とその子ども
- ◆父母のいない18歳未満の子ども

◎「ひとり親家庭等医療費助成」を受けている人は、18歳の誕生月末日までは現物給付の受給者証（水色）を使用します。受給資格は高校などの在学証明書の提出により、20歳まで延長できます。18歳年度末までは現物給付の受給者証、以降は自動給付の受給者証（緑色）を使用します。

◎在学証明書の提出がない場合は、18歳の誕生月末日で資格喪失となりますが、「子ども医療費助成」の受給資格の手続きをすることで、18歳年度末まで現物給付の受給者証を使用できます。

【受給者証の使い方】 ◆受給者証は緑色です。

◆県内の医療機関等で受診した場合

窓口で保険証と受給者証を提示して会計をすれば、後日、登録口座へ給付金を振り込みます。給付申請の必要はありません。

◆県外の医療機関等、整骨・接骨・鍼灸院などで受診した場合

※給付申請が必要

窓口で保険証を提示し、会計後の領収書（受診者氏名、保険診療であることがわかるもの）を医療保険課に持参し、給付申請をしてください。

福祉医療費を請求できる期間は、診療月の翌月から1年間です。



福祉医療費受給者証				
市町村番号		事業番号		
受給者番号				
受給者住所	長野県			
氏名				
生年月日	年	月	日	
有効期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
摘要				
発行機関名及び印	長野県			
交付年月日	年	月	日	

【給付金について】

医療機関等で支払った医療費のうち、保険診療分の自己負担額から以下を差し引いた額が福祉医療費として支給されます。

①受給者負担金

1つの医療機関等で1か月ごと500円：同じ医療機関等であっても外来・入院・歯科は別計算です。

②加入している健康保険の制度から給付される高額療養費・附加給付額

高額療養費・附加給付額などの給付により、福祉医療費の給付金額に相違がある場合はご連絡ください。

高額介護合算療養費などの給付を受けた場合、給付金の返納・給付額を相殺して支給する場合があります。

※健康保険の適用外（自費診療分、選定療養費、文書料、入院時の個室使用料、健康診断、予防接種など）や、交通事故等第三者行為による診療は給付対象になりません。

【給付金の支給日】

窓口で受給者証を提示した場合は、診療月（支払日）から約3か月後の15日（休日の場合は翌営業日）に登録口座へ振り込みます。振込額は通知しませんので、通帳を記帳して確認してください。

【受給者証の更新について】

資格が継続となる人には、更新した受給者証を毎年7月下旬までに郵送します。（精神障がい者を除く。）

◎福祉医療費受給資格に該当する障害者手帳や年金証書などに有効期限や再認定時期が記載されている場合、福祉医療費受給資格の有効期限も同日までとなります。障害者手帳や年金証書の更新後、医療保険課にて福祉医療費受給資格の更新手続きをしてください。

【更新・変更・再発行について】

次の場合には届出をお願いします。速やかに届けない場合は、給付が遅れることがあります。

内 容	必要なもの	
受給資格を更新したい場合	福祉医療費受給者証、健康保険証、通帳、障害者手帳など（障害年金受給者は年金証書など）	いずれの手続きにも、来庁者の身分確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・障害者手帳など）が必要です。
健康保険証が変わった場合	福祉医療費受給者証、新しい健康保険証	
登録口座を変更したい場合	福祉医療費受給者証、通帳	
受給者証を紛失した場合	身分確認ができるもの	

【受給者証の返却】

有効期間内に資格を喪失する場合があります。（障害者手帳などの等級変更及び資格喪失、ひとり親家庭等の人の婚姻、市外への転出、生活保護受給開始など。）

資格を喪失した場合は、喪失日から14日以内に届出をし、速やかに受給者証を返却してください。

資格喪失後に受診した分の福祉医療費については、後日返還していただく場合があります。

医療費の貸付について

医療費の支払いが困難な場合に、医療費を貸付する制度があります。福祉医療費の受給資格があり、市民税非課税世帯で市税に滞納のない人が対象です。詳しくはご相談ください。

お問い合わせ先

◆岡谷市役所 医療保険課 医療担当 TEL 0266-23-4811 内線1174

自立支援医療 (自立支援給付)

指定を受けている医療機関で制度の対象となる医療を受けた場合に医療費の自己負担の一部が支給される制度です。

● 自立支援医療

更生医療	該当する身体の障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して医療費の一部を支給するものです。	18歳以上の身体障がい者	社会福祉課
育成医療		18歳未満の障がい児	社会福祉課
精神通院医療	精神科へ通院して精神医療を継続的に要する病状のある方に対し、その通院に係る医療費の一部を支給するものです。	通院して精神障がいに対する医療等を受ける方	社会福祉課に申請。決定、支払いは長野県が行います。

● 上限月額等

所得等に応じて自己負担の上限額が決められています。

所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続(※)	市町村住民税(所得割) 235,000円以上
一定所得以上	対 象 外	対 象 外	20,000円	市町村住民税(所得割) 33,000円以上 235,000円未満
中間所得 2	医療保険の高額療養費 ※精神通院の殆どは重度かつ継続	10,000円	10,000円	市町村住民税(所得割) 235,000円未満
中間所得 1		5,000円	5,000円	市町村住民税(所得割) 33,000円未満
低所得 2	5,000円	5,000円	5,000円	市町村住民税非課税(本人収入が800,001円以上)
低所得 1	2,500円	2,500円	2,500円	市町村住民税非課税(本人収入が800,000円以下)
生活保護	0円	0円	0円	生活保護世帯

※「重度かつ継続」の範囲

- ・人工透析等の継続的に相当額の医療費負担が発生する治療になります。

※「重度かつ継続の一定所得以上」及び「育成医療の中間所得」(二重線箇所)について

- ・自立支援医療の経過的特例措置として、令和3年3月31日までとされていましたが、期間が令和9年3月31日まで延長されました。

● 申請方法

申請書の他、医師の意見書(診断書)、保険証などの添付書類等が事前に必要となりますので、社会福祉課にご相談ください。

● 受給方法

県で審査が行われ（育成医療は市で認定）、必要と認められた方には「自立支援医療受給者証」が交付されます。指定の医療機関等の窓口で受給者証等を提示して医療を受けてください。

受給者証には、有効期限がありますので、必ず期限前に更新の申請を行ってください。支給認定の有効期間の終了する日のおおむね3ヶ月前から行うことができます。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電 話 23-4811（内線1255～1257）
	FAX 22-8492

補装具費 (自立支援給付)

補装具とは、障がい者（児）の身体機能を補完又は代替し、長時間にわたり継続して使用されるものを言います。補装具の購入や修理の際は、事前に市に申請をして決定された後に、原則として費用全額を支払い、後から補装具費として9割相当以上が支給されます。

ただし、業者にもよりますが、従来どおり代理受領の方法（9割分は市が直接業者に払い込む）もできます。

また、自己負担額には、上限月額が設けられています。

●主な補装具の種類

- ◇視覚障がい……………視覚障害者安全つえ・眼鏡・義眼
- ◇聴覚障がい……………補聴器
- ◇肢体不自由……………義肢・装具・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・
歩行器・頭部保持具・歩行補助つえ・座位保持椅子・
起立保持具
- ◇そ の 他……………排便補助具・重度障害者用意思伝達装置

●利用者負担

原則として費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて上限月額などが決められています。

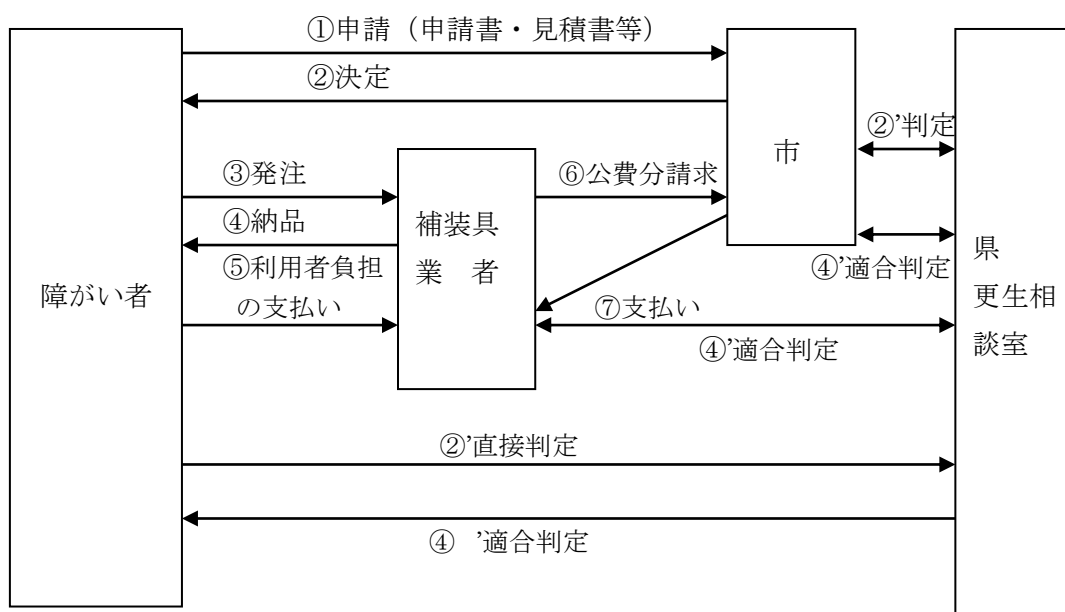
区分	対象となる方	上限額（月額）
生活保護	生活保護法の要保護者と同等の生活水準の世帯の方	負担なし
低所得	障がい者本人及び配偶者、または障がい児のいる世帯で、市町村民税が非課税である方	0円
一 般	障がい者本人及び配偶者、または障がい児のいる世帯で、市民税が課税である方	37,200円
一定所得以上	障がい者本人及び配偶者のいる世帯で、市民税の所得割の税額を46万円以上納めている場合	支給対象外

●申請方法

補装具の種類によっては、申請書・見積書の他、更生相談所による直接判定や医師の意見書・処方箋などが必要になる場合がありますので、補装具が必要な場合は社会福祉課にご相談ください。

また、65歳以上の方（40歳以上64歳以下で特定疾病の方）は介護保険制度による給付等が優先されますのでケアマネージャー等にもご相談ください。

・給付制度の手順(代理受領のとき)



・障がい者が費用の全額を業者に払い、その領収を添えて、市に公費分を請求する方法もあります。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電 話 23-4811（内線1255～1257）
	FAX 22-8492

日常生活用具の給付

（地域生活支援事業）

重度障がい者（児）の日常生活上の便宜を図るための用具等の給付を行います。

●用具等の種目

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、エアマット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、災害時識別ベスト、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信器、聴覚障害者用屋内信号装置、座位保持用いす、立位保持用机、移動介助用いす（屋内、屋外）、腰掛便器、洋式便器、排便補助器、簡易収尿器、頭部保持器、走行器、浴槽（移動用）、食器固定装置、特殊食器、介助用被服類、簡易訓練用器具類、簡易自助用具類
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器（標準型、携帯用）、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、ワンセグ放送受信機、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭（笛式、電動式）、埋込型人工鼻、人工内耳体外部装置、点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系、尿路系）、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

※用具等には、それぞれに支給の対象者、支給の限度額、耐用年数が決められています。

詳しくは、お問い合わせください。

●利用者負担

区分	利用者負担額	上限月額
生活保護法の要保護者と同等の生活水準の世帯の方、障がい者本人及び配偶者が市町村民税非課税の方、障がい児のいる市町村民税非課税世帯の方	0 円	0 円
障がい者本人及び配偶者が市町村民税課税の方、障がい児のいる市町村民税課税世帯の方	支給限度額の 10 % 以内の額 又は見積額の 10 % 以内の額	37,200 円

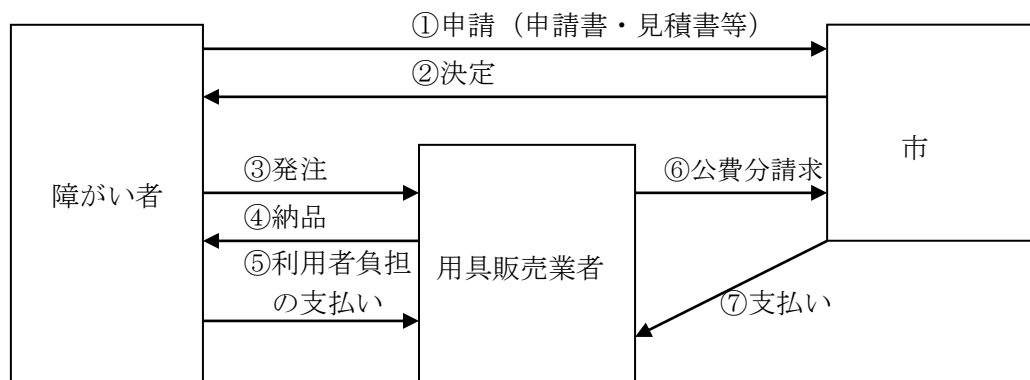
※ 点字図書については、一般図書の全額が利用者負担額となります。

●申請方法

用具の種類によっては、申請書・見積書の他、医師の意見書などが必要になる場合がありますので、用具が必要な場合は、必ず事前に社会福祉課にご相談ください。

また、65歳以上の方（40歳以上64歳以下で特定疾病の方）は介護保険制度による給付等が優先されますのでケアマネージャー等にもご相談ください。

・給付制度の手順(代理受領のとき)



・障がい者が費用の全額を業者に払い、その領収を添えて、市に公費分を請求する方法もあります。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電 話 23-4811（内線1252～1257）
	FAX 22-8492